

## 秋田県告示第24号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成28年1月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 秋田県北部老人福祉総合エリア
  - (1) 指定管理者の住所及び名称  
秋田市御所野下堤五丁目1番地の1  
社会福祉法人秋田県社会福祉事業団
  - (2) 指定の期間  
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 2 秋田県中央地区老人福祉総合エリア
  - (1) 指定管理者の住所及び名称  
秋田市御所野下堤五丁目1番地の1  
社会福祉法人秋田県社会福祉事業団
  - (2) 指定の期間  
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 3 秋田県南部老人福祉総合エリア
  - (1) 指定管理者の住所及び名称  
秋田市御所野下堤五丁目1番地の1  
社会福祉法人秋田県社会福祉事業団
  - (2) 指定の期間  
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで